

議案第119号

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について

川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約（平成20年6月19日議決、平成22年10月6日変更議決、平成23年3月16日変更議決、平成24年3月15日変更議決、平成25年3月19日変更議決、平成26年3月24日変更議決、平成26年10月10日変更議決、平成27年3月18日変更議決、平成27年10月14日変更議決、平成28年3月18日変更議決、平成28年10月17日変更議決、平成29年3月17日変更議決、平成29年10月6日変更議決及び平成30年3月16日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

平成30年 9 月 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4の契約金額「3,683,161,878円」を「3,685,938,770円」に変更する。

参考資料

- 1 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の締結について（平成20年6月2日提出・平成20年6月19日議決）

1	事業名	川崎市多摩スポーツセンター建設等事業
2	履行場所	川崎市多摩区菅北浦4丁目12番5号
3	契約の方法	総合評価一般競争入札
4	契約金額	3,660,300,000円
5	契約期間	契約締結の日から平成33年3月31日まで
6	契約の相手方	横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地 株式会社 多摩オールフラッツ 代表取締役 石岡 信二

- 2 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成22年9月3日提出・平成22年10月6日議決）

4	の契約金額	「3,660,300,000円」を「3,633,317,625円」に変更する。
---	-------	---

- 3 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成23年2月15日提出・平成23年3月16日議決）

4	の契約金額	「3,633,317,625円」を「3,616,068,059円」に変更する。
---	-------	---

- 4 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成24年2月15日提出・平成24年3月15日議決）

4の契約金額「3,616,068,059円」を「3,637,066,490円」に変更する。

- 5 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成25年2月14日提出・平成25年3月19日議決）

4の契約金額「3,637,066,490円」を「3,673,223,484円」に変更する。

- 6 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成26年2月18日提出・平成26年3月24日議決）

4の契約金額「3,673,223,484円」を「3,728,281,578円」に変更する。

- 7 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成26年9月1日提出・平成26年10月10日議決）

4の契約金額「3,728,281,578円」を「3,730,247,729円」に変更する。

- 8 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成27年2月13日提出・平成27年3月18日議決）

4の契約金額「3,730,247,729円」を「3,728,851,289円」に変更する。

9 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成27年9月1日提出・平成27年10月14日議決）

4の契約金額「3,728,851,289円」を「3,730,955,864円」に変更する。

10 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成28年2月15日提出・平成28年3月18日議決）

4の契約金額「3,730,955,864円」を「3,714,958,474円」に変更する。

11 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成28年9月5日提出・平成28年10月17日議決）

4の契約金額「3,714,958,474円」を「3,717,153,515円」に変更する。

12 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成29年2月13日提出・平成29年3月17日議決）

4の契約金額「3,717,153,515円」を「3,678,915,855円」に変更する。

13 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成29年9月1日提出・平成29年10月6日議決）

4の契約金額「3,678,915,855円」を「3,680,976,425円」に変更する。

1 4 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について（平成30年2月13日提出・平成30年3月16日議決）

4の契約金額「3,680,976,425円」を「3,683,161,878円」に変更する。

1 5 変更理由

消費税法及び地方消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率（地方消費税を含む）が5%から8%に引き上げられ、消費税率引き上げに係る利用料金の改定を行わないことによる影響額等について調整を行うものである。